

第20回 日本家族社会学会大会（テーマセッション「21世紀における家族のトレンド」）報告要旨と配布資料
2010-09-12 成城大学（東京）

The 20th Conference of the Japan Society of Family Sociology (Seijo University, Tokyo)
2010-09-12 Thematic Session (2): Coordinated by SHIMAZAKI Naoko

<http://www.sal.tohoku.ac.jp/~tsigeto/nfr/jsfs10.html>

離婚経験者にみる等価世帯所得の男女格差とその要因

第1-3回全国家族調査データによる定量的分析

Gender Gap in Equivalent Household Income

for Those Who Have Experienced Divorce

a quantitative analysis using NFRJ98, NFRJ03, and NFRJ08

田中 重人 (TANAKA Sigeto)

(Graduate School of Arts and Letters, Tohoku University)

離婚経験者にみる等価世帯所得の男女格差とその要因

第 1–3 回全国家族調査データによる定量的分析

田中 重人 (東北大学文学研究科)

本研究の目的は、離婚経験者の生活水準の男女間の格差とその要因を定量的にあきらかにすることである。近年の日本社会では離婚がふえる傾向にある [1]。この傾向がつづけば、近い将来、日本における結婚のかなりの部分が離婚というかたちで終わることになる可能性が高い [2]。離婚の増加が男女間の経済的格差をどの程度拡大させるかという問い合わせに対する回答が本研究の目標のひとつである。また、法的・政策的な観点からは、法学者の提唱による衡平性志向の離婚給付改革 [3] [4] が男女間の平等にどの程度寄与するかをあきらかにすることも意図している。

離婚後の生活水準に大きな男女格差があることはよく知られている。しかしそれは一般常識レベルの知識として知られてきたにすぎず、科学的な測定の蓄積がなされてきた領域ではなかった。ただし、近接する研究領域として、離婚によって生じる母子世帯の経済状況は、政策的な関心の高かった領域であり、例外的に多くの実証的研究がおこなわれてきた。こうした研究の成果を利用して、母子世帯の困窮要因からの類推をおこなうことにより、離婚後の男女の経済的格差の原因が論じられてきた [5] [6]。

代表性のある全国データを利用して離婚後の男女の経済状況を把握した研究として、2005 年「社会階層と社会移動」日本調査 (SSM2005-J) [7] および 2004 年「第 2 回全国家族調査」(NFRJ03) [8] による等価世帯所得 (equivalent household income) の分析がある。これらの分析によって、離婚後の等価世帯所得は男性のほうが 40% から 55% 程度高いことがわかっている。この男女格差の主たる原因是、女性のほうが小さい子供をひきとっているケースが多いことと、常時雇用の形態で就業をつづける女性が少ないことである。これらの変数は、学歴を統制したうえでも大きな効果を持っている。また、結婚前の職業的地位は、離婚後の等価世帯所得に対して有意な効果を持たない。これらの分析結果は、結婚生活のなかで生じた状況の変化が離婚後の生活水準の男女格差をもたらすことを示している。また、この結果は、鈴木 [3] や本沢 [4] の提唱する新しい離婚給付制度が男女間の経済的な格差を劇的に減少させうることを示唆する。彼らの提唱する離婚給付改革案は、結婚生活のなかで生じた稼得能力の格差や子供の養育にともなう経済的負担 (就業が抑制されることによる機会費用をふくむ) につ

いて、衡平な調整を要求するからである。

これらの分析は、定性的には一致した結果を出している。しかし、定量的には安定した結果ではない。なぜなら、分析による推定値の大きさがかなりちがうからである。このため、離婚後の生活水準に男女間でどの程度の差があるのか、またそれに影響する要因の効果はどの程度かという問い合わせに対しては、一致した答えが出ていない。

本研究では、第 1–3 回全国家族調査 (NFRJ98, NFRJ03, NFRJ08) の 3 時点データ (1999 年, 2004 年, 2009 年) を使い、定量的に安定した推定値をえることを目指す。離婚経験者は NFRJ98, NFRJ03, NFRJ08 でそれぞれ 473 人, 494 人, 463 人である。多変量解析によって安定した推定値をえるのにじゅうぶんなケース数を確保できている。分析方法は、調査前年の年間世帯所得を世帯人数の平方根で除した等価世帯所得の自然対数を従属変数とした重回帰分析である。この分析方針は田中 [7] [8] でおこなった分析を踏襲している。3 つのデータ間でどのような変動がみられるかを考慮したうえで、離婚経験を持つ対象者の生活水準の規定要因とその男女差を分析する。

謝辞 二次分析に当たり、東京大学社会科学研究所附属日本社会研究情報センターSSJ データアーカイブから第 1 回全国家族調査 (NFRJ98) および第 2 回全国家族調査 (NFRJ03) (日本家族社会学会全国家族調査委員会) の個票データの提供を受けました。第 3 回全国家族調査 (NFRJ08) データの使用にあたっては、日本家族社会学会全国家族調査委員会の許可を得た。

文献

- [1] 石川 晃. 2008. 「年齢別離婚・再婚の発生確率: 法律婚に基づく婚姻・離婚のコード分析」『少子化の要因としての離婚・再婚の動向、背景および見通しに関する人口学的研究 第 2 報告書』(所内研究報告 22) 国立社会保障・人口問題研究所. 13–32.
- [2] 福田 亘孝. 2009. 「配偶者との別れと再びの出会い: 離別と死別、再婚」『現代日本人の家族: NFRJ からみたその姿』有斐閣. 72–84.
- [3] 鈴木 真次. 1992. 『離婚給付の決定基準』弘文堂.
- [4] 本沢 巳代子. 1998. 『離婚給付の研究』一粒社.
- [5] 永瀬 伸子. 2004. 「離別母子家庭の就業と賃金経路」社会政策学会第 108 回大会.
- [6] 神原 文子. 2006. 「母子世帯の多くがなぜ貧困なのか?」『第 2 回家族についての全国調査 (NFRJ03) 第 2 次報告書 No. 2』日本家族社会学会全国家族調査委員会. 121–136.
- [7] Tanaka Sigeto. 2008. 「Career, family, and economic risks」『2005 年 SSM 調査シリーズ』2005 年 SSM 調査研究会. 9: 21–33.
- [8] 田中重人. 2010. 「女性の経済的不利益と家族: 分配的正義におけるミクロ・マクロ問題」『ジェンダー平等と多文化共生』東北大学出版会. 99–118.

この報告に関連する URL: <http://www.sal.tohoku.ac.jp/~tsigeto/nfr/jsfs10.html>

キーワード: NFRJ, 生活水準, ジェンダー

Gender Gap in Equivalent Household Income for Those Who Have Experienced Divorce

a quantitative analysis using NFRJ98, NFRJ03, and NFRJ08

TANAKA Sigeto (Tohoku University)

Abstract (tentative translation)

The objective of this study is to conduct a quantitative analysis of the gap in living standards between divorced men and women as well as the factors contributing to this gap. In recent Japan, there has been a trend towards an increasing possibility of divorces [1]; if this trend continues, it is highly possible that in the near future, a large proportion of marriages in the Japanese society will end in divorce [2]. The first goal of this study is to determine the extent to which an increasing divorce rate serves to broaden the economic gender gap by qualitatively examining the economic situations of divorced men and women. The second goal addresses legal and policy-related concerns, that is, the extent to which the equity-oriented reform of financial provision on divorce advocated by law scholars [3] [4] contributes to gender equality.

We are well aware that there is a great gender gap in post-divorce living standards. Although this fact has become a commonly accepted theory, there has been no body of scientific evidence. There has, however, been the large number of empirical studies in an adjacent field of research, that is, the economic status of divorced single-mother households, because this field is the subject of great political interest. Some studies have made use of the results of such kind of research, extrapolating the factors that lead to poverty in single-mother households, to explain the factors behind the economic disparity among divorced men and women [5] [6].

In examining the hypothesized factors from single-mother household studies, Tanaka [7] [8] made the first attempt to directly analyze the economic status after divorce using Japanese national representative data. The analyses were on equivalent household income of men and women after divorce. Data were drawn from SSM2005-J [7] and NFRJ03 [8]. The results of these analyses clarified that the post-divorce equivalent household income of men is 40% to 55% higher than that of women. The primary reasons for this gender gap were as follows: (1) in most cases, it was the woman's responsibility to take care of the children, and (2) few women worked as regular long-term employees. These factors exerted a great effect after controlling the effect by the level of education. In addition, pre-marriage employment status did not exert a significant effect. The results of these analyses indicate that changes in economic situations that arise during marriage lead to a post-divorce inequality in living standards. These results also suggest that the new principle for financial provision on divorce advocated by Suzuki [3] and Motozawa [4] could dramatically reduce the gender gap. This is because the principle demands an equitable settlement to level out all the disparity in earning potential that arises during marriage and the economic burden of caring for children (including the opportunity cost for an interrupted career or for shorter working hours).

These analyses have reported qualitatively stable results. However, these results are not quantitatively stable. The estimate values produced by the analyses differ widely. Therefore, we have not received reliable answers regarding the extent either of the post-divorce economic gap between men and women or of the effects exerted by the factors influencing this gap.

In this study, we use data from the 1999, 2004, and 2009 iterations of the National Family Research of Japan (NFRJ98, NFRJ03, and NFRJ08), aiming to achieve quantitatively stable estimate values. The numbers of respondents who had experienced divorce in NFRJ98, NFRJ03, and NFRJ08 are 473, 494, and 463, respectively. We have thus ensured an adequate number of cases to obtain statistically reliable estimate values through multivariate analysis. We will conduct multiple regression analyses on the natural logarithm of equivalent household income (i.e., the annual household income in the year preceding the survey divided by the square root of the number of people in the household) as a dependent variable. This analytical approach emulates that of Tanaka [7] [8]. Based on the results from the analyses, we will discuss the determinants of the living standards of those who have experienced divorce, the causal structure of the gender gap, and policy implications for gender equality.

Acknowledgement

The data for this secondary analysis, National Family Research of Japan 1998 (NFRJ98) and National Family Research of Japan 2003 (NFRJ03) by the NFRJ Committee, Japan Society of Family Sociology, was provided by the Social Science Japan Data Archive, Information Center for Social Science Research on Japan, Institute of Social Science, The University of Tokyo. The author gratefully acknowledge the permission for the use of the National Family Research of Japan 2008 (NFRJ08) data by the NFRJ Committee, Japan Society of Family Sociology.

Keywords

NFRJ, standard of living, gender

2010.9.12

離婚経験者にみる等価世帯所得の男女格差とその要因

第 1-3 回全国家族調査データによる定量的分析

田中 重人 (東北大学大学院文学研究科)

<http://www.sal.tohoku.ac.jp/~tsigeto/>

1 問題の所在

本研究の目的は、離婚経験者の生活水準の男女間の格差とその要因を定量的にあきらかにすることである。

- 近年の日本社会にみられる離婚の増加傾向 (Isikawa 2006; Fukuda 2009) は、男女間の経済的格差をどの程度拡大させるか
- 法学者の提唱による衡平性志向の離婚給付改革 (次節参照) が男女間の平等にどの程度寄与するか

2 核家族の再分配機能をめぐる法的言説

2.1 核家族と生活保持義務

- 夫婦間と未成熟の子供に対する「生活保持義務」(Nakagawa 1976)
- 結婚制度は、男女間の所得・資産の再分配機能を持つ

2.2 離婚と再分配

しかし、夫婦間の生活保持義務は、離婚によって解除されるとするのが通説

- 離婚後も結婚中とまったくおなじ水準の扶養義務が継続する（婚姻の余後効）との説もないわけではないが、ほとんど支持されていない (Oomura 2004)。
- 通説でも離婚後の扶養義務は認められているが、困窮を救うための補充的なものにすぎない

かわって、離婚時の経済的給付（離婚給付）の中心となっているのが財産分与である。これは、結婚生活において形成した財産の清算をおこなうものとして位置づけられている。夫婦の協力によって形成された財産は、その名義の如何にかかわらず（潜在的）共有財産と位置づけられ、財産分与の対象とすることができる。

3 つの問題

- 「貢献」の評価
- 分配の対象 (1) : 稼得能力は分与できないか？
- 分配の対象 (2) : 増加した財産だけが分与対象か？

2.3 離婚訴訟における財産分与

この論文で「衡平性志向の離婚給付改革」と呼んでいるのは、離婚時の経済的給付の制度はつきの3つの原則にしたがうべきだとする方向性をもって提唱されている改革のことをいう。

- 1/2 ルール (Oda 2000)
- 共有財産としての稼得能力 (Wagatsuma 1953; Tsuneta et al. 1955; Suzuki 1992)
- 不利益の分配 (Motozawa 1998)

これらの原則が浸透すれば、家事・育児等の負担およびそれにともなう職業活動の抑制やキャリアの中止による機会費用を平等に負担させることが可能となる。具体的な基準を示した法学者の著作として最もラディカルなものは本沢 (1998, pp. 272-276) である。これは、結婚中に生じたあらゆる変化について、原状回復できるものは原状回復し、そうでないものについては金銭による調整で衡平を確保する、という基準である。

元々他人であった男女が婚姻して共同生活をしてきたが、離婚によって再び他人に戻るにあたって、婚姻前の状態に戻せるものは戻し、戻しようのないものについては、夫婦間でプラス・マイナスができるだけ平等になるように調整しよう ……

…… 婚姻ないし婚姻的共同生活関係の結果、離婚時または離婚後の生活関係において、夫婦の一方に利益ないし不利益が一方的に残存しないように、衡平の観点から調整しようというものである。したがって、婚姻中における夫婦間のあらゆる諸事情が、衡平の観点から考慮されうる (Motozawa 1998, p. 273)

具体的にこの調整の対象となる「まず考えられるケース」として Motozawa (1998, p. 274-276) があげているのは、つぎの3つである。

- (1) 婚姻中の役割分担から生じている利益・不利益
- (2) 子を養育する父母の一方……が子の養育のために適切な所得活動に従事できない場合……子の存在は正に婚姻の結果であり、子の養育が離婚した父母の一方にのみ経済的不利益をもたらすことは衡平に反するから、この不利益は夫婦間で調整しなければならない
- (3) 夫婦関係が一因となって発病ないし悪化した疾病

この基準に照らせば、夫婦間の分業によって生じた就業上の不利益や、夫婦のあいだに生まれた子供の養育にかかるあらゆる負担は、離婚の際に衡平に清算するべきだということになる。

2.4 民法改正要綱（1996年）における離婚給付の基準

法制審議会「民法の一部を改正する法律案要綱」(MOJ 1996)

離婚後の当事者間の財産上の衡平を図るため、当事者双方がその協力によって取得し、又は維持した財産の額及びその取得又は維持についての各当事者の寄与の程度、婚姻の期間、婚姻中の生活水準、婚姻中の協力及び扶助の状況、各当事者の年齢、心身の状況、職業及び収入その他一切の事情を考慮し、分与させるべきかどうか並びに分与の額及び方法を定めるものとする。この場合において、当事者双方がその協力により財産を取得し、又は維持するについての各当事者の寄与の程度は、その異なることが明らかでないときは、相等しいものとする。(第六の二の3)

- 1/2 ルールの明文化……「寄与の程度は、その異なることが明らかでないときは、相等しいものとする」

- 稼得能力を分与の対象として明示すべきとする意見 [Suzuki 1995]
- 財産の「維持」についての言及……財産の損失についても衡平な負担を要求できるとする発想に親和的 (Oomura 2009, p. 9)

2.5 まとめ

司法、立法のいずれにおいても、結婚や子育てにともなうキャリアの中止などの機会費用を半分ずつ分けるべきとする言説が有力な地位を占めつつある。こうした言説は、理屈のうえでは、結婚生活で作り出された変化についての衡平な清算を志向するものであり、平等を志向しているわけではないという建前である。しかし、半分ずつに分割することが衡平であるとする $1/2$ ルールを内包しているので、実質的には離婚後の経済状態の平等化をすすめることが予測できる。

3 离婚後の生活水準の男女差に関する先行研究

日本社会における離婚後の男女格差については、計量的なデータの蓄積が乏しい。近年の離婚に関する研究を収集した IPSS (2006, pp. 153–178; 2008, pp. 147–154) の文献集でも、離婚後の男女格差の計量的研究と判断できるものはない(資料の標題から判断しているので、内容をみているわけではない)。

ただし、ある程度の蓄積があるのが、母子世帯を対象とした研究である。母子世帯は社会政策の対象となるカテゴリーのひとつとみなされてきた [Iwata 2005] ため、多くの研究者が実証研究をおこなってきた。これらの研究の多くは、女性の一部のみを対象としたものであり、男女間の比較という視点は弱い。しかし、そのなかにも、男女格差とその要因についての示唆を得ることのできる研究がある。

Shinotsuka (1992), Nagase (2004), Hamamoto (2005), Kambara (2006), Tamiya et al. (2008) が共通して指摘する母子世帯の困窮要因は、つぎのようなものである。

- (1) 結婚や育児のための常勤職からの離職
- (2) 小さい子供は母親に引き取られる傾向が強い
- (3) 仕事と育児の両立が難しい

Tanaka (2008) は 2005 年「社会階層と社会移動」日本調査 (SSM2005-J) によって離別者(離婚無配偶者)の等価世帯所得の分析をおこなった

- 離婚後の女性の等価世帯所得は男性の 65%程度
- 離婚後の女性の等価世帯所得を引き下げる主要な要因は、小さい子供をひきとっているケースが多いこと、常時雇用を継続した職業経験を持つ女性が少ないことである
- これらの変数は、学歴および結婚前の職業的地位を統制したうえでも大きな効果を持っている。

Tanaka (2010a; 2010b) は同様の分析を「第 2 回全国家族調査」(NFRJ03) を用いて離婚経験者(調査時有配偶者を含む)についておこなった。結果は Tanaka (2008) に似ている。

4 本研究の分析課題

これらの先行研究で指摘された要因は、いずれも衡平性志向の離婚給付改革が $1/2$ の分割を目指している項目である。

- これらの要因は男女格差のうちどの程度を占めているか　衡平性志向の離婚給付改革は男女格差に対してどの程度のインパクトをもちうるか
- 離婚後無配偶の場合と有配偶の場合のちがい　再婚の経済的効果の男女比較

5 データ

5.1 NFRJ データとその特長

- 結婚の履歴
- 標本規模のおおきさ

5.2 等価世帯所得

等価世帯所得 (OECD 2000) とは

- 世帯の所得分配機能を考慮して個人の受け取る所得を推定するための近似的な尺度
- 通常は可処分所得を世帯人数の平方根で割る (別の計算方法もある)

NFRJ における世帯所得測定の問題

- 欠損値が多い (無回答が 8–12%)
- 論理エラー (本人年収あるいは本人 + 配偶者年収よりも世帯年収のほうが低い、など)
- 「税込み」である (可処分所得との乖離)
- 階級値のあたえかた

NFRJ98 - NFRJ03 - NFRJ08 の比較可能性の問題

- NFRJ98 の設問の文面が微妙に違う
- NFRJ98 の選択肢が粗い
- 調査票中の位置、前後の質問項目がちがう (NFRJ03 と NFRJ98 では直前または同ページの上部に本人年収の質問があり、そこに「臨時収入、副収入、年金、公的扶助なども含めてお答えください」との文言がみえる)

分析においては、選択された世帯収入の上限を h 、下限を l として (いずれも万円の単位)、その幾何平均を世帯人口 n の平方根で割って等価世帯所得を求める :

$$\text{等価世帯所得} = \sqrt{\frac{hl}{n}} \quad (1)$$

ただし、「収入なし」の場合はゼロではなく 50 (万円) と考える。またいちばん上の階級の上限は $h=2500$ (万円) に設定する。

6 生活水準の男女格差と結婚の履歴

6.1 等価世帯所得の男女格差

等価世帯所得は女性のほうが 7–10% 程度低い (表 1)。

6.2 結婚の経験と男女格差

- 男性は結婚の履歴による差があまりない
- 女性は離別・死別者（調査当時無配偶の者）で低い
- 結果として、離婚無配偶・死別無配偶でおおきな男女格差がある。
- 離別有配偶や未婚では男女格差はあまりない

離別無配偶では、女性の等価世帯所得は男性の60–75%程度である。この格差は、NFRJ98からNFRJ08の間で縮小傾向にある。

7 離婚後の経済格差の規定要因

7.1 性別の効果を媒介する諸要因

以下の分析では、離婚経験のある回答者だけに限定する。つぎの変数を投入して重回帰分析をおこなう。

- 年齢（10歳刻み）
- 学歴
- 有配偶かどうか
- 13歳未満の子どもが同居しているか（有配偶者については、現在の結婚以降にうまれた子供をのぞく）
- 世帯構成（単身世帯か；親との同居）
- 調査時の従業上の地位が「常時雇用されている一般従業者」か

これらの変数の男女別の平均・標準偏差を表3に示す。

7.2 重回帰分析

つぎの変数の効果が一貫してみられる（表4）

- 学歴
- 有配偶
- 13歳未満の子供
- 常時雇用されている一般従業者

性別の直接効果はいずれも非有意で、縮小傾向にある（Model 2）。

7.3 世帯構成と性別との交互作用

世帯構成による等価世帯所得のちがいは、女性で強くみられる（表5）。

- 女性は離婚後にひとり暮らしを続けるより再婚するほうが経済的に有利

7.4 各要因の男女格差への寄与

男女間の平均値の差×係数で、媒介効果が測定できる（表6）

- 性別の直接効果は縮小している
- 常勤と子供の効果が大きい（両方の効果をあわせると、女性の等価世帯所得を10–15%程度引き下げている）
- これらの要因の相対的な寄与割合は増加している（全体的に格差が縮小しているため）

NFRJ08では等価世帯所得の男女格差の半分以上が常勤と子供の効果で説明できる。

8 議論

8.1 結婚制度の逆機能

結婚は男女間での所得の再分配装置として機能するはずのものである。しかし、結婚が破綻した場合には、かえって男女間の格差を拡大する

- 未婚者の男女間格差よりも離別無配偶者の男女間格差のほうが大きい

結婚の不安定化にともなって、ますます格差拡大装置としての機能が高まる可能性がある。ただし、再婚した場合の男女間格差は大きくなないので、離婚率だけでなく再婚率の動向も問題になる。

- 男女間の経済格差という文脈では、人口動態的な離婚率よりも、静態的な無配偶者割合を定点観測するほうが重要

8.2 格差の縮小?

離婚経験者の男女間格差は、縮小しているようにみえる。

- 表2の「離別無配偶」の行の右端の指標 (=女性 / 男性比) をみると、NFRJ98 (59.4%) NFRJ03 (65.1%) NFRJ08 (73.5%)
- 調査 / 測定上の問題を考慮すべき
- 特に若年女性の離婚経験者が増加しているので、そのあたりの検討は必要

8.3 離婚給付改革の効果と限界

衡平性志向の離婚給付改革は、結婚の逆機能をストップさせ、男女間の格差をさらに縮小させる可能性がある。

- 離婚後の男女の生活水準の格差に対しては、常勤であるかどうかと小さい子供がいるかどうかが一貫した効果を与えていている
- これらの要因にともなう不利益を、離婚する夫婦間で衡平に清算できれば、離婚後の男女間格差を現在より3割から7割程度縮小可能か
- ただし、経済的な余裕が生まれることで再婚確率が減少すれば、格差はそれほど縮小しないかもしれない

9 文献

- [Fukuda 2009] 福田 亘孝「配偶者との別れと再びの出会い：離別と死別、再婚」『現代日本人の家族：NFRJからみたその姿』有斐閣、72-84.
- [Hamamoto 2005] 濱本 知寿香「母子世帯の生活状況とその施策」『季刊社会保障研究』41(2): 96-11.
- [IPSS 2006] 国立社会保障・人口問題研究所. 2006. 『少子化の要因としての離婚・再婚の動向、背景および見通しに関する人口学的研究：第1報告書』(所内研究報告 18).
- [IPSS 2008] 国立社会保障・人口問題研究所. 2008. 『少子化の要因としての離婚・再婚の動向、背景および見通しに関する人口学的研究：第2報告書』(所内研究報告 22).
- [Isikawa 2008] 石川 晃「年齢別離婚・再婚の発生確率：法律婚に基づく婚姻・離婚のコーホート分析」『少子化の要因としての離婚・再婚の動向、背景および見通しに関する人口学的研究 第2報告書』(所内研究報告 22) 国立社会保障・人口問題研究所. 13-32.
- [Iwata 2005] 岩田 正美「政策と貧困」編 = 岩田 正美 + 西澤 晃彦『貧困と社会的排除』ミネルヴァ書房. 15-41.
- [JSFS 2000] 日本家族社会学会 全国家族調査委員会『家族生活についての全国調査 (NFR98) No. 1』.
- [JSFS 2005] 日本家族社会学会 全國家族調査委員会『第2回家族についての全国調査 (NFRJ03)：第1次報告書』.

- [JSFS 2010] 日本家族社会学会 全国家族調査委員会『第3回家族についての全国調査 (NFRJ08): 第1次報告書』.
- [Kambara 2006] 神原文子. 2006.「母子世帯の多くがなぜ貧困なのか?」『第2回家族についての全国調査 (NFRJ03) 第2次報告書 No. 2』日本家族社会学会全国家族調査委員会. 121–136.
- [MOJ 1996] 法務省 法制審議会. 1996「民法の一部を改正する法律案要綱」(平成8年2月26日 法制審議会総会決定) <<http://www.moj.go.jp/SHINGI/960226-1.html>>
- [Motozawa 1998] 本沢巳代子. 1998.『離婚給付の研究』一粒社.
- [Nagase 2004] 永瀬伸子. 2004.「離別母子家庭の就業と賃金経路」社会政策学会第108回大会.
- [Nakagawa 1976] 中川善之助「親族的扶養義務の本質」『法学セミナー』253: 190–207.
- [Oda 2000] 小田八重子. 2000.「離婚給付額の裁判基準」『判例タイムズ』51(16): 31–48.
- [OECD 2001] OECD.『OECD employment outlook, June 2001』Organisation for Economic Co-operation and Development.
- [Oomura 2004] 大村敦志. 2004『家族法』(有斐閣法律学叢書 第2版補訂版) 有斐閣.
- [Oomura 2009] 大村敦志. 2009.「婚姻法・離婚法」(特集 家族法改正)『ジャーリスト』1384: 6–21.
- [Shinotsuka 1992] 篠塚英子「母子世帯の貧困をめぐる問題」『日本経済研究』22: 77–11.
- [Suzuki 1992] 鈴木真次『離婚給付の決定基準』弘文堂.
- [Suzuki 1995] 鈴木真次「離婚給付制度の改革にむけて」『ジャーリスト』1059: 69–75.
- [Tamiya et al. 2007] 田宮遊子+四方理人「母子世帯の仕事と育児」『季刊社会保障研究』43(3): 219–231.
- [Tanaka 2008] Tanaka Sigeto「Career, family, and economic risks」『2005年SSM調査シリーズ』2005年SSM調査研究会. 9: 21–33.
- [Tanaka 2010a] 田中重人「女性の経済的不利益と家族」『ジェンダー平等と多文化共生』東北大学出版会. 99–118.
- [Tanaka 2010b] Tanaka Sigeto「The family and women's economic disadvantage」編 = Tsujimura Miyoko + Osawa Mari『Gender equality in multicultural societies』東北大学出版会. 215–234.
- [Tsuneta et al. 1955] 恒田文次+吉村弘義+村崎満+大浜英子+塩田サキノ+小林麗子「離婚の慰藉料と財産分与」(座談会)『法律のひろば』8(5): 26–35.
- [Wagatsuma 1953] 我妻栄『改正親族・相続法解説〔12刷〕』日本評論新社.

【謝辞】二次分析に当たり、東京大学社会科学研究所附属日本社会研究情報センター SSJ データアーカイブから第1回全国家族調査 (NFRJ98) および第2回全国家族調査 (NFRJ03) (日本家族社会学会全国家族調査委員会) の個票データの提供を受けました。第3回全国家族調査 (NFRJ08) データの使用にあたっては、日本家族社会学会全国家族調査委員会の許可を得た。

表1. 性別と等価世帯所得(万円;自然対数)

調査	性別	平均(i)	標準偏差	度数	$\exp i$
NFRJ98	男性	5.843	0.630	(2928)	344.8
	$R^2=0.006$	女性	5.740	0.678	(2989) 310.9
		合計	5.791	0.657	(5917) 327.2
NFRJ03	男性	5.724	0.651	(2603)	306.1
	$R^2=0.003$	女性	5.645	0.667	(2878) 282.8
		合計	5.682	0.661	(5481) 293.7
NFRJ08	男性	5.738	0.622	(2146)	310.5
	$R^2=0.004$	女性	5.669	0.657	(2381) 289.8
		合計	5.702	0.641	(4527) 299.4

表2. 結婚の履歴と等価世帯所得(万円;自然対数)

		男性				女性				$\exp(f-m)$
		平均(m)	SD	度数	$\exp m$	平均(f)	SD	度数	$\exp f$	
NFRJ98	初婚有配偶	5.86	0.61	(2363)	350.0	5.81	0.63	(2337)	335.0	0.957
	$R^2=0.044$	死別有配偶	6.10	0.67	(14) 444.3	5.89	0.61	(6) 361.1	361.1	0.813
	死別無配偶	5.56	0.93	(54)	259.1	5.33	0.73	(202)	207.4	0.801
	離別有配偶	5.81	0.67	(108)	333.8	5.73	0.58	(94)	307.2	0.920
	離別無配偶	5.72	0.72	(76)	306.2	5.20	0.85	(142)	181.9	0.594
	未婚	5.81	0.62	(313)	332.9	5.66	0.79	(208)	287.9	0.865
NFRJ03	初婚有配偶	5.75	0.63	(2038)	313.0	5.71	0.63	(2243)	302.4	0.966
	$R^2=0.040$	死別有配偶	5.93	0.87	(15) 375.4	5.18	0.61	(9) 177.0	177.0	0.471
	死別無配偶	5.67	0.73	(60)	289.6	5.30	0.73	(185)	200.4	0.692
	離別有配偶	5.64	0.65	(114)	282.9	5.72	0.60	(78)	303.7	1.074
	離別無配偶	5.55	0.79	(91)	257.2	5.12	0.74	(170)	167.5	0.651
	未婚	5.65	0.73	(285)	285.1	5.65	0.68	(192)	283.9	0.996
NFRJ08	初婚有配偶	5.77	0.58	(1640)	321.3	5.75	0.60	(1767)	313.6	0.976
	$R^2=0.052$	死別有配偶	6.20	0.53	(8) 494.3	5.82	0.49	(6) 338.2	338.2	0.684
	死別無配偶	5.40	0.82	(41)	220.4	5.22	0.74	(130)	185.7	0.843
	離別有配偶	5.67	0.57	(71)	291.1	5.65	0.66	(70)	284.6	0.978
	離別無配偶	5.49	0.79	(81)	243.4	5.19	0.75	(172)	179.0	0.735
	未婚	5.67	0.73	(304)	289.5	5.67	0.73	(236)	291.2	1.006

SD: 標準偏差

分散分析結果: 主効果と交互作用効果はすべて1%水準で有意(TYPE III 平方和による).

離別と死別の両方を経験した回答者は「離別」に割り振った

表3. 重回帰分析のための記述統計(離婚経験者のみ)

		女性	男性		
		平均値	標準偏差	平均値	標準偏差
NFRJ98					
等価世帯所得	(万円; 自然対数)	5.775	0.691	5.413	0.800
年齢	30-39	0.207		0.198	
	40-49	0.234		0.293	
	50-59	0.288		0.302	
	60+	0.272		0.207	
学歴	中学校	0.326		0.250	
	高校*	0.424		0.509	
	専門学校	0.027		0.103	
	短大高専	0.049		0.112	
	大学以上	0.174		0.026	
有配偶		0.587	0.494	0.392	0.489
単身世帯		0.212	0.410	0.125	0.331
親と同居		0.228	0.421	0.125	0.331
13歳未満の子供**		0.033	0.178	0.129	0.336
常時雇用されている一般従業者		0.467	0.500	0.293	0.456
(人数)		(184)		(232)	
NFRJ03					
等価世帯所得	(万円; 自然対数)	5.602	0.714	5.315	0.752
年齢	30-39	0.152		0.257	
	40-49	0.294		0.306	
	50-59	0.284		0.261	
	60+	0.270		0.176	
学歴	中学校	0.181		0.184	
	高校*	0.412		0.502	
	専門学校	0.103		0.118	
	短大高専	0.059		0.118	
	大学以上	0.245		0.078	
有配偶		0.559	0.498	0.314	0.465
単身世帯		0.235	0.425	0.139	0.346
親と同居		0.240	0.428	0.224	0.418
13歳未満の子供**		0.049	0.216	0.196	0.398
常時雇用されている一般従業者		0.441	0.498	0.265	0.442
(人数)		(204)		(245)	
NFRJ08					
等価世帯所得	(万円; 自然対数)	5.578	0.697	5.335	0.741
年齢	30-39	0.132		0.235	
	40-49	0.283		0.282	
	50-59	0.336		0.223	
	60+	0.250		0.261	
学歴	中学校	0.151		0.168	
	高校*	0.434		0.521	
	専門学校	0.086		0.143	
	短大高専	0.046		0.080	
	大学以上	0.283		0.088	
有配偶		0.467	0.501	0.294	0.457
単身世帯		0.230	0.422	0.113	0.318
親と同居		0.243	0.431	0.244	0.430
13歳未満の子供**		0.059	0.237	0.164	0.371
常時雇用されている一般従業者		0.566	0.497	0.298	0.458
(人数)		(152)		(238)	

*: 「その他」をふくむ

**: 有配偶者の場合、現在の結婚以前に生まれた子供のみをカウント。

表 4. 等価世帯所得(万円; 自然対数)の重回帰分析(離婚経験者のみ)

			係数(b)	標準誤差	exp b
		NFRJ98 (N=416)			
Model 1	定数		5.908*	0.080	367.998
$R^2=0.067$	年齢 30-39		-0.149	0.106	0.862
	40-49		-0.189	0.098	0.827
	60+		-0.214*	0.102	0.807
	女性		-0.365*	0.074	0.694
Model 2	定数		5.565*	0.113	261.087
$R^2=0.263$	年齢 30-39		-0.232*	0.108	0.793
	40-49		-0.303*	0.091	0.739
	60+		-0.154	0.096	0.857
	女性		-0.147	0.076	0.864
	学歴 中学校		-0.345*	0.083	0.708
	専門学校		0.172	0.138	1.187
	短大高専		0.034	0.125	1.035
	大学以上		0.421*	0.126	1.524
	有配偶		0.410*	0.081	1.506
	単身世帯		0.195	0.109	1.216
	親と同居		-0.111	0.098	0.895
	13歳未満の子供		-0.440*	0.136	0.644
	常時雇用		0.344*	0.076	1.411
Model 3	定数		5.625*	0.140	277.177
$R^2=0.292$	年齢 30-39		-0.264*	0.107	0.768
	40-49		-0.318*	0.090	0.728
	60+		-0.109	0.095	0.896
	女性		-0.242	0.144	0.785
	学歴 中学校		-0.348*	0.082	0.706
	専門学校		0.117	0.137	1.124
	短大高専		0.042	0.123	1.043
	大学以上		0.456*	0.125	1.578
	有配偶		0.245	0.129	1.278
	単身世帯		0.362*	0.161	1.436
	親と同居		-0.139	0.131	0.870
	13歳未満の子供		-0.417*	0.135	0.659
	常時雇用		0.347*	0.075	1.415
	女性×有配偶		0.310	0.162	1.364
	女性×単身世帯		-0.435*	0.216	0.647
	女性×親と同居		0.143	0.191	1.153

つづく

表 4. 等価世帯所得(万円; 自然対数)の重回帰分析(離婚経験者のみ)つづき

			係数(b)	標準誤差	exp b
Model 1	定数		5.733*	0.076	308.983
$R^2=0.051$	年齢 30-39		-0.105	0.101	0.900
	40-49		-0.165	0.091	0.848
	60+		-0.249*	0.099	0.779
	女性		-0.297*	0.070	0.743
Model 2	定数		5.346*	0.114	209.685
$R^2=0.255$	年齢 30-39		-0.009	0.101	0.991
	40-49		-0.215*	0.086	0.807
	60+		-0.064	0.094	0.938
	女性		-0.049	0.071	0.952
	学歴 中学校		-0.262*	0.090	0.770
	専門学校		0.147	0.104	1.159
	短大高専		0.107	0.113	1.113
	大学以上		0.454*	0.097	1.574
	有配偶		0.280*	0.083	1.323
	単身世帯		-0.041	0.105	0.960
	親と同居		-0.052	0.088	0.949
	13歳未満の子供		-0.388*	0.109	0.679
	常時雇用		0.331*	0.071	1.392
Model 3	定数		5.554*	0.147	258.372
$R^2=0.295$	年齢 30-39		-0.056	0.099	0.945
	40-49		-0.196*	0.084	0.822
	60+		-0.007	0.092	0.993
	女性		-0.375*	0.153	0.687
	学歴 中学校		-0.264*	0.088	0.768
	専門学校		0.110	0.102	1.116
	短大高専		0.090	0.110	1.094
	大学以上		0.464*	0.095	1.590
	有配偶		-0.111	0.136	0.895
	単身世帯		-0.157	0.162	0.855
	親と同居		-0.092	0.133	0.912
	13歳未満の子供		-0.329*	0.108	0.720
	常時雇用		0.405*	0.071	1.500
	女性×有配偶		0.692*	0.173	1.998
	女性×単身世帯		0.031	0.208	1.031
	女性×親と同居		0.061	0.171	1.063

つづく

表 4. 等価世帯所得(万円; 自然対数)の重回帰分析(離婚経験者のみ)つづき

			係数(b)	標準誤差	exp b
		NFRJ08 (N=390)			
Model 1	定数		5.662*	0.080	287.818
$R^2=0.061$	年齢 30-39		-0.284*	0.109	0.753
	40-49		0.038	0.098	1.039
	60+		-0.230*	0.100	0.795
	女性		-0.212*	0.075	0.809
Model 2	定数		5.161*	0.110	174.388
$R^2=0.297$	年齢 30-39		-0.181	0.107	0.835
	40-49		-0.021	0.090	0.979
	60+		-0.004	0.094	0.996
	女性		0.036	0.075	1.037
	学歴 中学校		-0.355*	0.105	0.701
	専門学校		0.266*	0.103	1.304
	短大高専		0.254	0.133	1.289
	大学以上		0.288*	0.094	1.334
	有配偶		0.344*	0.081	1.410
	単身世帯		0.041	0.102	1.042
	親と同居		0.113	0.088	1.120
	13歳未満の子供		-0.523*	0.112	0.593
	常時雇用		0.387*	0.072	1.473
Model 3	定数		5.210*	0.135	183.015
$R^2=0.313$	年齢 30-39		-0.188	0.107	0.829
	40-49		-0.008	0.089	0.992
	60+		0.007	0.094	1.007
	女性		-0.052	0.137	0.949
	学歴 中学校		-0.345*	0.104	0.708
	専門学校		0.238*	0.103	1.269
	短大高専		0.262*	0.132	1.300
	大学以上		0.293*	0.094	1.340
	有配偶		0.170	0.133	1.186
	単身世帯		0.113	0.159	1.120
	親と同居		0.088	0.142	1.092
	13歳未満の子供		-0.523*	0.111	0.593
	常時雇用		0.415*	0.073	1.515
	女性×有配偶		0.311	0.167	1.364
	女性×単身世帯		-0.232	0.209	0.793
	女性×親と同居		0.048	0.173	1.049

年齢の基準: 50-59. 学歴の基準: 高校. *: $p < 0.05$

表 5. 配偶関係と世帯構成の効果

	女性			男性		
	有配偶	単身世帯	親と同居	有配偶	単身世帯	親と同居
NFRJ98	0.314	-0.315	-0.238	0.245	0.362	-0.139
	1.369	0.729	0.788	1.278	1.436	0.870
NFRJ03	0.207	-0.501	-0.406	-0.111	-0.157	-0.092
	1.230	0.606	0.667	0.895	0.855	0.912
NFRJ08	0.429	-0.171	0.083	0.170	0.113	0.088
	1.536	0.843	1.087	1.186	1.120	1.092

表 4 Model3 の推定値をもとに計算。無配偶で親と非同居で 2 人以上世帯の者を基準 (=0) とする。

表 6. 男女格差をもたらす媒介要因の効果

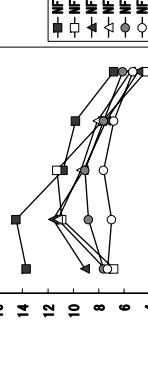
		平均値		項目別				寄与*
		男性(m)	女性(f)	f-m	係数 (b)	b(f-m)	合計 (e)	
NFRJ98	年齢	30-39	0.207	0.198	-0.008	-0.232	0.002	-0.006
		40-49	0.234	0.293	0.059	-0.303	-0.018	
		60+	0.272	0.207	-0.065	-0.154	0.010	
	女性		0.000	1.000	1.000	-0.147	-0.147	-0.147
	学歴	中学校	0.326	0.250	-0.076	-0.345	0.026	-0.021
		専門学校	0.027	0.103	0.076	0.172	0.013	
		短大高専	0.049	0.112	0.063	0.034	0.002	
		大学以上	0.174	0.026	-0.148	0.421	-0.062	
	有配偶		0.587	0.392	-0.195	0.410	-0.080	0.923
	単身世帯		0.212	0.125	-0.087	0.195	-0.017	-0.006
NFRJ03	親と同居		0.228	0.125	-0.103	-0.111	0.011	
	13歳未満の子供		0.033	0.129	0.097	-0.440	-0.043	-0.102
	常時雇用		0.467	0.293	-0.174	0.344	-0.060	
	合計					-0.362	-0.362	0.697
	年齢の効果を除く					-0.355	-0.355	0.701
	年齢	30-39	0.152	0.257	0.105	-0.009	-0.001	0.002
		40-49	0.294	0.306	0.012	-0.215	-0.003	
		60+	0.270	0.176	-0.094	-0.064	0.006	
	女性		0.000	1.000	1.000	-0.049	-0.049	-0.049
	学歴	中学校	0.181	0.184	0.002	-0.262	-0.001	-0.068
NFRJ08	専門学校		0.103	0.118	0.015	0.147	0.002	
	短大高専		0.059	0.118	0.060	0.107	0.006	
	大学以上		0.245	0.078	-0.168	0.454	-0.076	
	有配偶		0.559	0.314	-0.245	0.280	-0.069	0.934
	単身世帯		0.235	0.139	-0.097	-0.041	0.004	0.005
	親と同居		0.240	0.224	-0.016	-0.052	0.001	
	13歳未満の子供		0.049	0.196	0.147	-0.388	-0.057	-0.115
	常時雇用		0.441	0.265	-0.176	0.331	-0.058	
	合計					-0.294	-0.294	0.745
	年齢の効果を除く					-0.296	-0.296	0.743
NFRJ08	年齢	30-39	0.132	0.235	0.104	-0.181	-0.019	-0.019
		40-49	0.283	0.282	-0.001	-0.021	0.000	
		60+	0.250	0.261	0.011	-0.004	0.000	
	女性		0.000	1.000	1.000	0.036	0.036	0.036
	学歴	中学校	0.151	0.168	0.017	-0.355	-0.006	-0.038
	専門学校		0.086	0.143	0.057	0.266	0.015	
	短大高専		0.046	0.080	0.034	0.254	0.009	
	大学以上		0.283	0.088	-0.195	0.288	-0.056	
	有配偶		0.467	0.294	-0.173	0.344	-0.059	0.942
	単身世帯		0.230	0.113	-0.117	0.041	-0.005	-0.005
NFRJ08	親と同居		0.243	0.244	0.000	0.113	0.000	
	13歳未満の子供		0.059	0.164	0.105	-0.523	-0.055	-0.158
	常時雇用		0.566	0.298	-0.267	0.387	-0.104	
	合計					-0.243	-0.243	0.784
	年齢の効果を除く					-0.225	-0.225	0.799
	年齢	30-39	0.132	0.235	0.104	-0.181	-0.019	-0.019
		40-49	0.283	0.282	-0.001	-0.021	0.000	
		60+	0.250	0.261	0.011	-0.004	0.000	
	女性		0.000	1.000	1.000	0.036	0.036	0.036
	学歴	中学校	0.151	0.168	0.017	-0.355	-0.006	-0.038
NFRJ08	専門学校		0.086	0.143	0.057	0.266	0.015	
	短大高専		0.046	0.080	0.034	0.254	0.009	
	大学以上		0.283	0.088	-0.195	0.288	-0.056	
	有配偶		0.467	0.294	-0.173	0.344	-0.059	0.942
	単身世帯		0.230	0.113	-0.117	0.041	-0.005	-0.005
	親と同居		0.243	0.244	0.000	0.113	0.000	
	13歳未満の子供		0.059	0.164	0.105	-0.523	-0.055	-0.158
	常時雇用		0.566	0.298	-0.267	0.387	-0.104	
	合計					-0.243	-0.243	0.784
	年齢の効果を除く					-0.225	-0.225	0.799

表 3 の平均値と表 4 の Model 2 の推定値から計算。

効果の項目別合計 e について、年齢構成以外の効果のなかでのパーセンテージを表示

NFRJデータの特長

- ・離婚増 → 不平等
 - ・離婚給付改革の効果
- 第1-3回全国家族調査データによる定量的分析
田中直人
(東北大)



http://www.sai.tohoku.ac.jp/~isigoto/nfrj03.htm

NFRJ98, NFRJ03は72歳以下に限定

4

- NFRJ98: on page 5/25 (高齢者)
NFRJ98: on page 5/18 (中高年)

問15 去年1年間のおおきい収入(生計をともにする家族全員の収入の合計)は、保険込みでないものの中どれに近いでしょうか。

1 収入はなかった	7	500～599万円台	13	1100～1199万円台
2 100万円未満	8	600～699万円台	14	1200～1299万円台
3 100～199万円台	9	700～799万円台	15	1300～1399万円台
4 200～299万円台	10	800～899万円台	16	1400～1499万円台
5 300～399万円台	11	900～999万円台	17	1500～1599万円台
6 400～499万円台	12	1000～1099万円台	18	1600万円以上

5

NFRJ03: on page 23/24 (壮年)
問18 去年1年間の生活費(生計をともにする家族全員の生活費)の支入は、税込みではなくどの中のどれに近いでしょうか。他の収入の方の支入も含めてお答えください。(Oは1つだけ)

- ・欠損額
- ・倫理工ラー
- ・税込み(→可処分所得)
- ・比較可能性

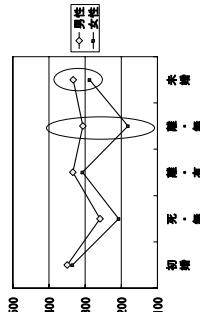
6

問題点

- ・結婚の履歴
- ・根本規模の大きさ
- ・離婚経験者：
447, 478, 463
(NFRJ98, NFRJ03は72歳以下に限定)

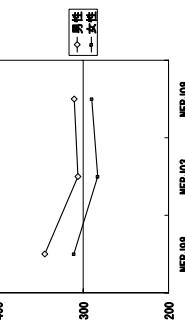
7

結婚の履歴と等価世帯所得: NFRJ98



8

等価世帯所得の男女差



9

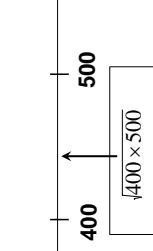
等価世帯所得

$$\text{Equivalent Household Income} = \frac{\text{Income}}{\sqrt{\text{Size}}}$$

- * 人数の調整方法
※ 通常は可処分所得

10

幾何平均(万円単位)



- * なし→50、100万円未満→√5000
※ 最上端は2500 ※ 自然対数をとる

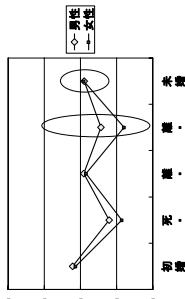
9

結婚の履歴と等価世帯所得: NFRJ03



13

結婚の履歴と等価世帯所得: NFRJ08



14

結婚制度の逆機能

- ・結婚は、本来、所得再分配の機能を持つ
- ・しかし、結婚して解消するとかえって格差が大きくなる
- ・離婚率一再増率が重複?
- ・格差自体は縮まっている?
59% → 65% → 74%

15

離婚給付による再分配の問題

離婚給付改革

- 夫婦間の「生活保持義務」の解除
→離婚後の扶養の義務は最低限
- 財産分与：（潜在的）共有財産の清算
 - (1)無償労働の評価
 - (2)共有財産とは何か？

・1/2 ルール

・稼得能力の分配

・不利益の分配

→育児等による機会費用や職業キャリア中斷による損失の平等負担

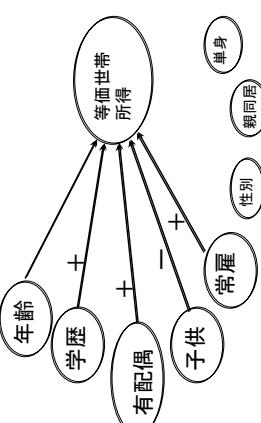
17

重回帰分析（離婚経験者）

- 独立変数：
- 年齢
 - 学歴
 - 有配偶
 - 子供
 - 常雇
 - 性別
 - 親同居
 - 単身
 - 等価世帯所得
- ・配偶者の有無
・親世帯
・親同居
・13歳未満の同居子（有配偶の場合は
現在の結婚以降の子供を除く）
・常時雇用

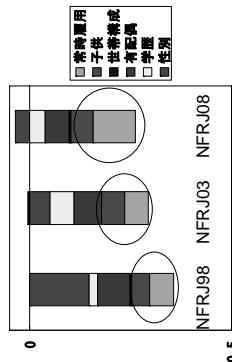
21

結果 (Model 2)



22

男女格差への寄与



25

結論

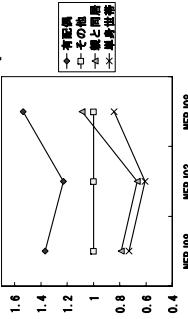
- 離婚・死別者で大きい男女格差
→離婚の増加による不平等の拡大
再婚の動向が重要
- 子供、常時雇用、有配偶の効果
それ以外の要因の効果は減少？
- 離婚給付改革の効果は30-70%？

26

- 離婚によって再び他人に戻るにあたって、離婚前の状態に戻せるものは戻し、戻しえないものについては、夫婦間にプラス・マイナスができるだけ平等になるようにならなければならない場合
- 夫婦関係が一因となって悪化した夫婦発病ないし悪化した夫婦
- 利益・不利益
- 子を養育する父母の一方……が子の養育のために夫婦間に適切な所得活動に従事できない場合

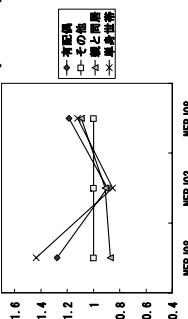
20

世帯構成の効果（女性）



21

世帯構成の効果（男性）



22

23

24

25